

## 萩市パブリックコメント手続実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、パブリックコメント手続について必要な事項を定めることにより、市の施策等の形成過程における透明性と公正性を確保し、市民等への説明責任を果たすとともに、市民等の市政への積極的な参画を促進し、もって市民等との協働による開かれた市政の推進に資することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) パブリックコメント手続 市の基本的な施策等の策定に当たり、当該策定しようとする施策等の趣旨、目的、内容等の必要な事項を広く公表し、広く市民等から意見等を求め、提出された意見等を考慮して意思決定を行うとともに、提出された意見等の概要及び当該意見等に対する市の考え方を公表する一連の手続をいう。
- (2) 市民等 次に掲げるものをいう。
  - ア 市内に住所を有する者
  - イ 市内に事務所又は事業所を有するもの
  - ウ 市内の事務所又は事業所に勤務する者
  - エ 市内の学校に在学する者
  - オ パブリックコメント手続に係る事案に利害関係を有するもの
- (3) 実施機関 市長（公営企業の管理者としての権限を行う場合を含む。）、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び消防長をいう。

### (対象)

第3条 パブリックコメント手続の対象となる市の基本的な施策等（以下「施策等」という。）の策定は、次に掲げるものとする。

- (1) 基本構想等市の基本的政策を定める計画、個別分野における施策の基本方針その他基本的な事項を定める計画の策定又は改定
- (2) 市の基本的な制度又は方針で、直接市民等を対象とするものについて定め

る条例の制定又は改廃に係る案の策定

(3) 市民等に義務を課し、又は権利を制限することを内容とする条例（金銭徴収に関するものを除く。）

(4) 前3号に掲げるもののほか、実施機関がパブリックコメント手続を実施する必要があると認めるもの

（適用除外）

第4条 前条の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号に掲げるものについては、パブリックコメント手続の対象としないことができる。

(1) 迅速若しくは緊急を要するもの又は軽微なもの

(2) 実施機関に裁量の余地が少ないと認められるもの

(3) 法令その他の規程により、縦覧及び意見の聴取その他パブリックコメント手続と同様の手続を行うもの

（公表）

第5条 実施機関は、施策等を策定しようとするときは、意思決定を行う前に、施策等の案を公表しなければならない。

2 実施機関は、前項の規定により施策等の案を公表するときは、次に掲げる資料を併せて公表するものとする。

(1) 施策等の趣旨、目的及び背景

(2) 施策等の案を立案する際に整理した論点及び実施機関の考え方

(3) 市民等が当該施策等の案を理解するために必要な関連資料

3 前2項の規定による公表は、次に掲げる方法により行うものとする。

(1) 実施機関の担当窓口における閲覧

(2) 情報公開コーナーにおける閲覧

(3) 市ホームページへの掲載

(4) 前3号に掲げるもののほか、実施機関が適当と認める方法

4 実施機関は、パブリックコメント手続を実施する場合は、その旨を萩市報への掲載、報道機関への発表等により、広く市民等に周知するものとする。

（意見等の提出）

第6条 実施機関は、施策等の案の公表の日から30日以上期間を設けて、施策等の案についての意見等の提出を受けなければならない。ただし、緊急その

他やむを得ない理由があるときは、その理由を公表した上で、当該期間を短縮することができる。

2 前項の意見等の提出の方法は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 実施機関が指定する場所への書面の持参
- (2) 郵便
- (3) ファクシミリ
- (4) 電子メール
- (5) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が適当と認める方法

3 意見等を提出しようとする市民等は、住所及び氏名（法人その他の団体にあつては、所在地、名称及び代表者氏名）その他市民等であることを示す事項を明らかにしなければならない。

（意思決定）

第7条 実施機関は、市民等から提出された意見等を考慮して、施策等の意思決定を行うものとする。

2 実施機関は、前項の意思決定を行ったときは、市民等から提出された意見等の概要及び実施機関の考え方並びに施策等の案を修正したときはその修正内容を公表しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるものについては、その全部又は一部を公表しないことができる。

- (1) 賛否のみを記した意見等
- (2) 当該施策等に内容が合致しない意見等
- (3) 前条の規定による提出方法又は条件等に反して提出された意見等

4 第2項の規定による公表は、第5条第3項の規定に準じた方法によるものとする。

（個人情報の保護等）

第8条 実施機関は、収集した個人情報について萩市個人情報保護条例（平成17年萩市条例第30号）に従って適切に取り扱わなければならない。

2 実施機関は、前条第2項の規定にかかわらず、市民等から提出された意見等に萩市情報公開条例（平成17年萩市条例第29号）第8条各号に掲げる不開示事項が含まれていると認めるときは、その全部又は一部を公表しないことが

できる。

(運用状況の公表)

第9条 市長は、パブリックコメントの実施状況を取りまとめ、次に掲げる事項を明記した一覧表を作成し、情報公開コーナー及び市のホームページにおいて公表するものとする。

(1) 意見募集を行っている施策等の案の名称及び意見募集期間

(2) 意見募集が終了した施策等の案の名称及び意見募集期間

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、実施機関が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成19年8月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に形成過程にある施策等については、この要綱の規定は適用しない。ただし、実施機関において必要があると認めるときは、この要綱の規定に準じた手続を実施するものとする。